

WINAICO 太陽電池製品に関する保証

発効日 2019 年 4 月 1 日

WINAICO の太陽電池製品をご購入いただきありがとうございます。WINAICO は、数ある太陽電池製品の中でも最高水準の製品であり、お客さまの素晴らしいご判断に感謝申し上げます。WINAICO（以下「弊社」といいます。）は、高品質の製品を皆様にご提供することを会社の基本理念としております。

保証対象製品（以下「本製品」といいます。）

WINAICO WSP シリーズ（以下「WSP」といいます。）

WSP-XXXXP6 シリーズ

WSP-XXXXM6 シリーズ

WSP-XXXXMX シリーズ

WINAICO WST シリーズ（以下「WST」といいます。）

WST-XXXXP6 シリーズ

WST-XXXXM6 シリーズ

WST-XXXXMX

本保証は、製品の大陸間輸送をした場合には適用がありません。弊社から事前の書面による許可を得ずに、本製品製造後、本製品を当初の仕向国から移送した場合には、本保証は無効となります。

1. 15 年間の製品保証

弊社の製品保証は、本製品の当初の仕向国における当初の最終利用者（以下「お客さま」といいます。）に適用され、お客さまの

本製品購入日又は工場からの本製品発送から 3 ヶ月後のいずれか早い日（以下「保証開始日」といいます。）から 15 年後までの間、本製品の材料及び仕上りには欠陥がなく、通常の操作、使用及び運転状況においては公表された仕様（詳細については www.winaico.com をご参照ください。）に概ね従って機能することを保証します。本製品が保証開始から 15 年間に本製品保証に適合しなくなった場合、弊社は、(a) 欠陥の修理若しくは部品の交換を行う、又は (b) お客さまが請求を行った時点での類似の本製品の現行市場価格に相当する金額をお客さまに返金することを弊社の独自の合理的判断に基づいて行います。なお、本製品保証は、特定の出力を保証するものではありません。特定の出力は、以下の 25 年間の出力保証に該当する場合に限り保証されます。

2. 25 年間の出力保証

また、弊社は、保証開始日から 1 年間、本製品の出力が、弊社による当初販売日に本製品に係るデータ・シートに記載の最小定格出力値の 97% を下回らないことを保証します。また弊社は、保証開始日の 2 年目から 25 年目までの各年につき、本製品の出力について、当初販売日に本製品に係るデータ・シートに記載の最小定格出力値の減少幅が年 0.7% 以下であること（以下「出力保証」といいます。）、及び出力保証期間の終了時に、保証対象の本製品の出力が、本製品に該当するデータ・シートに記載の最小定格出力値の 80.2% 以上であることをお客さまに保証します。

本製品が上記の出力保証を十分に満たさない場合、弊社は、弊社の独自の判断に基づき、以下のいずれか一つの対応を行います。

- a) 本製品を修理若しくは交換するか又は第 3.4 条に規定される方法にて決定される出力損失を補うために、無償で本製品を追加提供すること。
- b) 第 3.4 条に記載される超過出力損失を補うのに必要な本製品追加費用相当額を、請求が行われた日を基準に算定し、補償金として支払うこと。
- c) 当初提供された本製品の種類が製造終了している場合、弊社は、弊社の独自の判断に基づき、超過出力損失に対する補償として同等の本製品を提供することができます。出力低下の有無の判断においては、弊社が承認したフラッシュャーで本製品を検査し、標準検査条件における結果を本製品のラベルに記載される出力と比較します（測定公差 $\pm 3\%$ ）。
- d) 本製品の当初購入価格から、当初購入日から請求日までの間につき 4%の年間減価償却費相当額を差引いた金額に相当する補償金を支払うこと。もしお客様が当初購入時の請求書を提示できない場合、価格はその時点での同一市場における同等品のワット単価によるものとします。

3. 一般条件、除外事項及び制限

3.1) 本書面に記載される本保証は、その

他一切の明示的な保証に代わるものです。現地法令により別途規定されている場合を除き、弊社は、本保証の対象となる本製品に関して、明示・黙示を問わずその他いかなる保証も行いません。また弊社は、損害が生じる可能性について通知されていたとしても、本製品の欠陥に起因する直接的、間接的、付随的又は派生的損害について一切責任を負わず、上記第 1 条及び第 2 条に記載の保証期間を超えて本製品の保証を行いません。本製品の販売者及びその他のいかなる者も、弊社を代理して、本契約に記載される保証以外の保証を行う権限を有しておらず、上記の期間を超えて本製品保証又は本出力保証の期間を延長する権限を有していません。

3.2) 本製品が仕様と不適合であること及び本製品の欠陥に起因する損害に対する弊社の責任は、いかなる場合であっても、お客様が特定の本製品購入時に支払った金額を超えないものとします。

3.3) 本保証に基づく請求は、弊社が本保証の保証有効期間内にその請求を受けた場合にのみ有効となります。お客様による初回購入時の領収書又はその他合理的な証拠文書の弊社へのご提示によって、保証開始日をご証明いただく必要があります。領収書をご提示頂けない場合、本製品の工場出荷日が保証開始日となります。本保証は、本製品を当初ご購入のお客様又は、本製品が最初に設置された場所にそのまま設置された状態である場合に限り、本製品の所有権の譲受人（以下「請求者」といいます。）にのみ適用されます。

3.4) 本契約第2条に基づく出力損失請求に関して、超過出力損失の判断は、弊社が承認した試験手順により、弊社の選択で、弊社が承認した人員の監視の下、試験を実施するものとしますが、出力損失が初年度中に3%を超えた場合又は2年目から25年目に1年当たり0.7%超低下した場合で、その原因が本製品の材料又は仕上りの欠陥であると弊社が判断した場合に限り試験を実施します。

3.5) 本保証は、以下のいずれかの条件に該当するか又はいずれかの条件を満たした本製品（ケーブル及び固定具を含みます。）には適用されません。

- a) 事前に弊社の書面による明示的な同意を得ずに改変、修理又は改造を行った場合。
- b) 最初の設置場所から本製品を取り外した場合又は新たな場所へ再設置した場合。
- c) 弊社の設置・ユーザーマニュアルに従わなかった場合又は本製品の設置が適切な資格を有する者により行われなかった場合。
- d) 保管、輸送、取扱い、設置、適用、利用又は運転時の誤用、乱用、手順無視又は事故があった場合（設置時に使用した固定具が不十分若しくは不適切又は不保護による本製品の損傷を含みますが、これらに限定されません。）。

- e) 雷、洪水、火災、または他の何らかの自然災害による破損、更には出力サージ、破壊行為、または第三者によるその他の暴力や介入、不正使用、偶発的破損、フレームの変色、最大システム電圧を超過した状態、本製品の仕様上の風圧荷重または積雪荷重を超過したことによる破損、人災、害虫・動物による被害、工業化学物質への曝露、衝撃によるガラスの破損、凍結若しくは低温による損傷又は弊社の制御不可能なその他の事由（お客さまが本製品を購入した時点で合理的に判明していない又は理解されていない技術的若しくは物理的な事由若しくは状況を含みますが、これらに限定されません。）。
- f) 可動式の土台への設置若しくは海洋環境での設置（本製品を水中若しくは水上に設置するなど）、腐食剤又は海水への直接接触、虫害、太陽光発電システム部品の故障又はその他、設置・ユーザーマニュアルで明示的に認められていない運用状況に置いた場合。
- g) 本製品の当初ラベルの改変、除去又は抹消。
- h) 出力保証に定められる出力低下の原因とならない外的要因又はその他外見の変化・ばらつきによるフレームの色あせ、ガラス・コーティングの劣化及び各太陽電池、バック・シート又は本製品のいずれかの部分の周り若しくは表面の変色。

- i) 更に、本製品の設置若しくは輸送又は通常の損耗によるガラスの破損又は外見上の汚損（微小クラックの形成を含みます。）は、本保証の対象とはなりません。
- j) 最後に、微小クラック、モジュールの表面上の異物、あらゆる種類の影又は同様の障害物により引き起こされ、電気の流れ又は生成を阻害するホット・スポットの形成は本保証の対象外です。

3.6) 本製品の設置及び欠陥のある本製品の撤去、修理済みの本製品、本製品の交換品若しくは追加品の再設置、又はそれらの費用は本保証の対象ではありません。また、欠陥のある本製品の作動又は不動作に関連するその他の費用、利益の喪失又は収益の喪失は本保証の対象ではありません。ただし、保証請求が認められた場合、弊社は、欠陥のある本製品の請求者からの輸送又は修理済みの本製品、本製品の交換品若しくは追加品の請求者への輸送に関し、現地基準での合理的な輸送費用について責任を負うものとします。

3.7) 弊社が保証請求に基づき提供した追加製品及び修理又は交換した本製品には、当初に購入された本製品と同じ本保証及び条件が適用されるものとします。保証期間又は条件は、保証請求が行われたこと又は救済手段がなされたことによっても延長又は拡大、もしくは更新されないものとします。新しく交換された、もしくは修理された本製品の保証期間は、その対象となった

当初製品の残存保証期間となります。弊社は、欠陥のある本製品を、同一又は同様の寸法及び外観の新品の本製品又は修繕した本製品と交換するよう商業上、合理的な努力を払うものとしますが、弊社が保証請求の対象となった種類の本製品の製造を中止している場合、別の種類の本製品を提供する権利を留保します。ただし、その場合には、顧客の太陽光発電システムに適合する別の種類の本製品を提供します。交換のために回収された本製品及び部品は、弊社の所有物となるものとします。

3.8) 弊社から直接モジュールを調達されたお客様（以下「直接顧客」といいます）により、購入代金が弊社（弊社の子会社を含みます）に送金されていない本製品に対しては、この保証はいかなる場合も適用されません。弊社は保証請求者に対して、該当モジュールの代金未払いについて通知し、当該モジュールの代金を支払っていない直接顧客の名称と詳細な住所を提供することができます。しかしながら、前段に記述した理由により弊社が保証請求を却下する場合において、本保証における他の条件が満たされるのであれば、当該製品を保証対象とするために、保証請求者が直接顧客の未払い代金を支払うことができます。

4. 請求権の主張

4.1) 保証サービスを利用するには、お客さま又はその他請求者は、本製品の購入元である販売者、代理人又は設置者（以下「売主」といいます。）に速やかに連絡し、請求の申請方法の説明及び申請用紙を売主から受領します。お客さまは、対象のモジュー

ルのシリアル・ナンバー、疑われる欠陥及びモジュールの写真、欠陥の性質に関する明確な説明及びその他請求に応じた情報、購入の証拠及び欠陥の情報など（これらに限定されません。）を売主に提供するものとします。弊社は、事前に書面にて承認していない限り、欠陥があると申し立てられている本製品の返品を受け付けません。また別途記載されていない限り、弊社が返品を承認した本製品は、弊社が指定した現地のカスタマー・サービス・センターへ送付するものとします。

4.2) 請求通知は、欠陥の発生後 6 週間以内に関連する売主に提出する必要があります。欠陥評価のための本製品の返品は、お客さまが弊社の書面による同意を受領した場合に限り認められます。

5. 連絡先：

弊社との連絡は、以下の宛先へ直接行うものとします。

台湾本社

Win Win Precision Technology Co., Ltd.
4F., No.180, Sec. 2, Gongdao 5th Rd., East,
Dist.
Hsinchu City 300, Taiwan
info@winaico.com.tw

地域別サポート：

ドイツ

WINAICO Deutschland GmbH
Industriestraße 68, 97993 Creglingen,
Germany

電話：+49 7933 700 300

germany@winaico.com

イタリア

WINAICO Italia
37069 Villafranca di Verona (VR), Italy
電話：+39 348 520 9923
italia@winaico.com

オランダ

WINAICO B.V.
Teleportboulevard 140, 1043 EJ Amsterdam,
The Netherlands
info@winaico.com

英国

WINAICO UK Ltd.
Bloxham Mill Business Centre, Barford Road,
Bloxham, Banbury, OX15 4FF, England
電話：+44 1295 722 833
uk@winaico.com

オーストラリア

WINAICO Australia Pty Ltd
3/393 George Street, Sydney NSW 2000,
Australia
電話：+61 2 8091 2771
australia@winaico.com

米国

WINAICO USA
505 Keystone Road, Southampton, PA 18966,
USA
電話：+1 844 946 2426
usa@winaico.com

日本

ウィンアイコ・ジャパン株式会社
日本国〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南
1-1-1 ヒューマックス恵比寿ビル7階
電話：+81 3 5456 5798
japan@winaico.com

6. 可分性

本「WINAICO 太陽電池製品に関する保証」のいずれかの部分、規定若しくは条項又はいずれかの者若しくは状況への本「WINAICO 太陽電池製品に関する保証」の適用が管轄裁判所により無効又は強制不能と判断されたとしても、その判断は、本「WINAICO 太陽電池製品に関する保証」のその他一切の部分、規定、条項又は適用に影響を与えないものとし、本「WINAICO 太陽電池製品に関する保証」のその他一切の部分、規定、条項又は適用は分離可能なものとして取り扱われるものとし、

7. 紛争

保証請求に基づき紛争が発生した場合、実際の出力は標準試験条件（STC）のみを用いて検証するものとし、測定は弊社内施設において実施するか、弊社が指定する第三者試験機関において実施するかのいずれかとなります。試験室での測定の不確実性は、実際の出力測定結果の全てに適用されます。

8. 責任の制限

本書面に記載される本製品保証及び本出力保証は、弊社が提供する唯一の保証であるものとし、明示的又は黙示的な保証の違反に対するお客さま又はその他請求者が利用できる唯一の救済手段であるものとし、

弊社は、本書面に記載される方法及び期間で救済手段を提供することにより、本製品に関してお客さま及びその他各請求者に対する一切の責任及び義務を果たしたこととなります。弊社は、製品又はその設置、使用、作動若しくは不作動又は欠陥若しくは保証違反（契約に基づくか、保証に基づくか、過失によるか、厳格責任によるか又はその他の法理論に基づくかを問いません。）に起因する派生的、付随的、特別又は懲罰的損害賠償について一切責任を負わないものとし、使用機会の喪失、利益の喪失、収益の喪失又は生産の減少に対する損害賠償は明示的に除外されます。不適合の本製品に対する弊社の責任は、いかなる場合であっても、お客さまが関連する特定の本製品に対して支払った購入価格に合理的な範囲の輸送料を加算した金額を超えないものとし、

9. 雑則

弊社の製品に対する本保証のいずれかの部分若しくは規定又はいずれかの者若しくは状況への本保証の適用が無効又は強制不能と判断されたとしても、その判断は、弊社の製品に対する本保証のその他一切の部分、規定又は適用に影響を与えないものとし、弊社の製品に対する本保証のその他一切の部分、規定又は適用は完全な効力を維持するものとし、本保証は、複数の言語で利用することができます。何らかの理由により英語版と他の言語版との間で矛盾が生じた場合、その矛盾が翻訳の誤りによる場合には、英語版が優先するものとし、

10. 法的権利



本保証は、弊社により提示された他の条項、
または契約との整合性に拘わらず、日本国
の法律に準拠し、日本国内に設置された本
製品に排他的に適用されるものとします。